

【弥彦村】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	総務部デジタル行政推進課	0256-94-3151
◎	結婚・子育て	結婚	新婚生活支援（実施予定）	結婚に伴う新生活において必要な経費に対する経済的支援の実施に係る費用の一部を支援します。（予定）	総務部デジタル行政推進課	0256-94-3151
	仕事	就農	新規農業者支援事業	弥彦村に住所を有し、将来村の農業の担い手として認められるもので、独立就農5年以内の新規就農者に初期投資費用の一部を助成します。	産業部農業振興課	0256-94-1023
	仕事	就農	新規就農準備支援	新たに就農を目指す方を対象に、1～2年間の技術研修、就農後の農地幹せん等をサポートします。	産業部農業振興課	0256-94-1023
	仕事	医療・介護	弥彦村看護職員修学資金貸与	将来県立医療圏において、看護業務に従事する意思のある弥彦村内に住所を有している看護学生に対し、就学資金を月5万円（上限）貸与するとともに、資格取得後に県立基幹病院、燕市内の病院又は弥彦村内の診療所において5年間継続して従事した場合に、就学資金を免除となります。	住民福祉部健康推進課	0256-94-3139
	住宅	リフォーム	住宅リフォーム助成事業	弥彦村内に住所を有し、村税の滞納がない方が村内の自己または親族（2親等以内）が所有し居住している住宅について、弥彦村に登録した施工業者によるリフォーム工事を実施した場合、費用の一部を補助します。	産業部建設企業課	0256-94-1022
	結婚・子育て	妊娠・出産	乳児紙おむつ等購入支援給付金	2歳までの乳幼児を育てるご家庭に紙おむつ等の購入費用を支援するため、ひと月4,000円を給付します。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成制度	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦医療費の保険診療に係る自己負担額を全額助成します。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成	高校を卒業するまで（満18歳になった最初の3月31日まで）保険診療にかかる医療費の自己負担額を全額助成します。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	子育て	児童手当	中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方に手当を支給します。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	子育て	未熟児養育医療給付制度	生まれた時の体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。 認定されると出生から退院までの入院治療に係る保険診療の自己負担分が公費負担となります。入院中の食事療養費も公費負担に含まれます。ただし、市町村民税額等に応じて自己負担額が生じます。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	子育て	自立支援医療制度（育成医療）	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。	住民福祉部住民課	0256-94-3132
	結婚・子育て	子育て	ひとり親家庭等医療費助成	受診された医療機関の窓口ひとり親家庭等医療費受給者証と健康保険証を提示することで、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を助成します。 なお、受給資格には所得制限があるため、対象となっても医療費の給付を受けることができない場合があります。	住民福祉部住民課	0256-94-3132

【弥彦村（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	児童扶養手当	次のいずれかに該当する児童を監護する父または母、あるいは父母に代わって養育している方に支給されます。ただし、所得制限があり、一定の要件を満たした方に限ります。 なお、児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいいます。政令で定める程度の障害の状態にある児童にあっては20歳未満です。	住民福祉部福祉課	0256-94-3133
	結婚・子育て	子育て	はじめての絵本事業	出生届時に絵本を1冊プレゼントするとともに、1歳児健診の会場でボランティアによる絵本の読み聞かせを行います。	教育委員会社会教育課	0256-94-4311
	結婚・子育て	子育て	保育料無料化	弥彦村に居住又は通勤している世帯の0～2歳児が村内の保育園に通う場合、保育料が無料になります。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	保育園給食費無料化	弥彦村に居住又は通勤している世帯の3歳以上児が村内の保育園に通う場合、保育園の給食費が無料になります。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	延長保育	保護者の就労実態に見合った保育を行うことを目的に、延長保育を実施します。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	病児病後児保育	病気やケガにより集団生活が困難であり、保護者の就労等の理由により家庭で保育ができないときに看護師、保育士がいる専用施設で一時的に保育をします。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	子育て支援センター	未就園時及びその保護者を対象に、親子の交流の場、遊びの場を提供します。また、育児相談にも応じています。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	奨学金	借入希望者の中から選考のうえ、無利子で奨学金を貸与します。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	就学援助	経済的な理由等により、就学が困難と認められる小学生又は中学生の保護者に対し、学用品費・給食費等の援助を行っています。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	特別支援学校就学援助	特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対して、就学援助金を支給します。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	結婚・子育て	子育て	学校給食費の無償化	弥彦村に住所を有し、村内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者が負担する給食費は無償になります。	教育委員会こども教育課	0256-94-1021
	ポータルサイト	-	SNS	Facebookにて弥彦村の日常情報を発信しています。	総務部総務課企画財政係	0256-94-3131
	ポータルサイト	-	SNS	Instagramにて弥彦村の日常情報を発信しています。	総務部総務課企画財政係	0256-94-3131
	ポータルサイト	-	SNS	Twitterにて弥彦村の日常情報を発信しています。	総務部総務課企画財政係	0256-94-3131